

児童扶養手当

○支給対象

- ・0歳～高校卒業まで（18歳到達後、最初の3月31日まで。心身に一定の障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している母または児童を監護しかつ生計を同じくする父、あるいは母または父にかわって児童を養育している方

◎ 父母が婚姻解消した児童
◎ 父または母が死亡した児童
◎ 父または母が一定の障害の状況にある児童
◎ 父または母の生死が明らかでない児童
◎ 父または母から1年以上遺棄されている児童
◎ 父または母が保護命令を受けた児童
◎ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
◎ 婚姻によらないで生まれた児童
◎ 父母ともに不明である児童

※次の場合は手当を受けることができません。

◎ 児童・父・母または養育者が日本国内に住所がないとき
◎ 児童が父または母または養育者に養育されなくなったとき
◎ 児童が児童福祉施設や社会福祉施設に入所したとき
◎ 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき
◎ 申請する父または母が事実上の婚姻関係にあるとき